

名古屋市フリースクール等設置者補助金 Q&A

2 補助対象者・対象施設

Q 補助対象者要件の「令和8年4月1日時点で、1年以上のフリースクール等(※)の運営実績があること。」について、1年以上の実績には、法人ではなく任意団体として運営していた期間も含むのか。

A 任意団体として運営していた期間は、実績に含まない。「特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人(学校法人及び宗教法人を除く)であり、主たる事務所及びフリースクール等を運営する施設の所在地が名古屋市内であること。」を満たしたうえで、1年以上の運営実績が必要。

Q 補助対象施設要件の「名古屋市在住の不登校の児童生徒が複数名通所しており、半数以上が運営法人の役員や施設職員等の親族以外であること。」について、通所児童生徒が一時的に1名になってしまった場合、年度を通して複数名の通所ではないため、補助金対象外となるのか。

A 通所児童生徒の数は、1年間の平均により判断する。一時的に1名になってしまった場合でも、年間を通しての平均(1/10の位四捨五入)で2名以上などであれば対象となる。

Q 補助対象施設要件の「通所する不登校の児童生徒(名古屋市在住)一人ひとりにつき、個別のサポートプランを年に1回作成し、活用していること。」について、名古屋市外在住の児童生徒のサポートプランは作成しなくてよいのか。

A 本補助金を受けるにあたっては必須ではない。ただし、同じ施設に通う児童生徒が住所地によって対応に差があるのは適切ではないと考えられるので、各施設において判断し、対応いただく。

Q 私立学校、国立学校、県立中学校(明和高等学校附属中学校)、学びの多様化学校(星槎名古屋中学校)に通っている児童生徒は、対象となるか。

A 対象外。本事業の対象となるのは、名古屋市立の小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在籍する児童生徒。

Q 補助対象施設要件の「学校の課業時間（概ね 9 時から 15 時）に、原則として週 3 日以上、1 日あたりおおむね 6 時間開所していること。」について、台風や感染症の蔓延等により閉所した場合は、開所日数に含めてよいのか？そもそも、開所日や開所時間の要件は実績をみるのか。

A 台風や感染症の蔓延等によりやむを得ず閉所した場合は、開所日数に含められる。開所日や開所時間の確認については、保護者への案内等の広報物で確認するとともに、実地調査や巡回指導の際に実態を確認する。

3 補助対象期間

Q 令和 8 年 4 月 1 日時点で 1 日 6 時間開所を満たしていなかったが、今後（申請日以降）6 時間開所する場合、いつから補助対象となるか。

A 令和 8 年度は事業実施初年度であり詳細な補助要件も年度途中での周知となったため、4 月 1 日時点や申請時点で一部要件(※)を満たしていない場合でも、今年度中に要件を満たすことが見込まれ、実績報告時にその事実が確認できた場合は、令和 8 年 4 月 1 日から補助対象となる。

※サポートプランの作成、学校の課業時間での開所、性暴力被害防止の取り組み等

Q 交付決定前に購入した物品等は補助対象となるか。

A 当該年度内の購入であり、交付申請や実績報告に必要な資料（見積書、請求書等）を用意できる場合は、対象となる。

4 補助対象経費・補助限度額

【サポートプランの作成等に係る経費】

Q サポートプランの作成等にかかる経費について、職員の給料のうち、基本給以外の諸手当等は対象になるか。

A 基本給以外の諸手当（時間外手当、役職手当、通勤手当、住居手当 等）は対象となる。また、労働保険料や社会保険料等の事業者負担分も対象とできる。

Q サポートプランの作成等にかかる経費について、対象業務に加え、それ以外の業務も実施している職員を申請する場合の按分方法は。

A 年間給与に、週勤務時間のうち関係業務に従事している時間の割合をかけて、算出する。名古屋市作成の人件費按分シート（交付申請添付書類の Excel データにあり）を使用して算出することができる。

年間給与 × （ 週勤務時間中の関係業務従事時間 / 週勤務時間 ）

例）年間給与が 300 万円、週勤務時間 30 h、関係業務従事時間が 12 h の場合…
 $3,000,000 \times (12 / 30) = 1,200,000 \Rightarrow$ 申請可能額は 120 万円

Q 補助対象経費について、サポートプラン作成等をしている職員が「その他業務」に従事している分の給料は対象とならないとされているが、具体的にはどのようなものか。 フリースクール等の運営に係る業務であっても対象とならないものがあるのか。

A 対象とならない業務もある。例えば、労務管理や会計管理、母体法人の業務（理事会の準備等）はサポートプランに係る業務として対象にはできない。

Q 補助対象経費について、主としてサポートプランの作成やプランに基づく支援を実施するために配置している職員の給料等とされているが、法人代表者が対象業務を実施している場合、代表者の給料を対象とできるか。

A 本補助金は、支援の質の向上や実施体制の強化を目的としているため、対象業務に従事する新たな職員を雇用することや、既存職員の処遇改善により職員の定着を図ること等を想定している。

しかし、人材の確保が難しい場合等、やむを得ず法人代表者が対象業務に当たる場合も考えられるため、場合によっては補助対象となる。

【子どもの体験活動費】

Q 補助対象経費について、「宿泊を伴う体験活動費」は対象とならないとされているが、具体的にはどのようなものか。例えば、修学旅行において、現地で伝承活動の体験を行った場合など、宿泊全体の中での一プログラムに過ぎないような場合は、対象となるのか。

A 対象となる。例えば、修学旅行の日中に行う体験活動にかかる費用（体験料、入場料等）は対象となるが、宿泊代やキャンプ（宿泊を伴う）にかかる費用は対象とならない。

【サテライト加算】

Q 要件にある「近隣において実施すること」の“近隣”とは、どの程度の範囲を想定しているか。

A 原則、同一行政区を想定している。区界で実施する場合なども想定されるので、場合により隣接する行政区（概ね隣接小学校通学区域まで）で実施する場合も対象となる。